

定款に基づく法人の運営

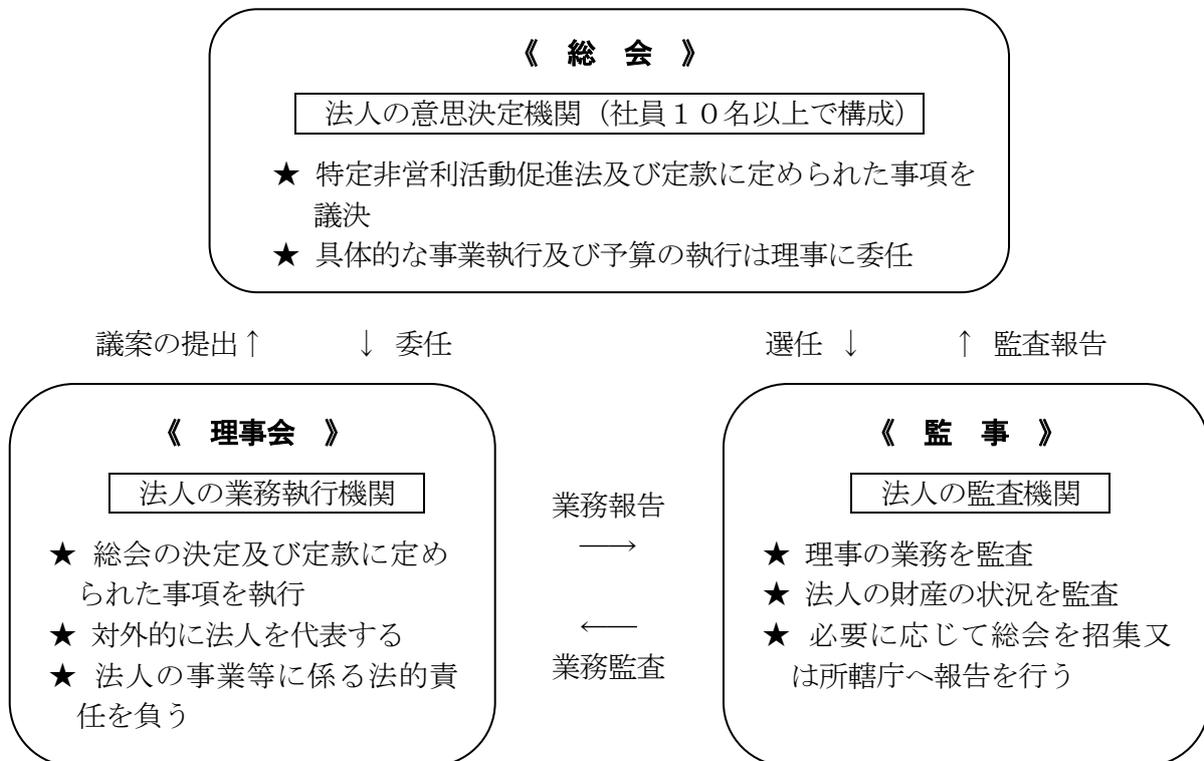
NPO法人の活動は、外部の力、地域住民等の理解と協力、支援が不可欠です。そのため、法人運営においては、高い透明性と積極的な情報公開が求められています。定款には、法人運営に不可欠な事項が書かれていますので、定期的に確認し、適切な運営に努めましょう。

1 定款に基づく社員・理事・監事の主な役割

(1) 特定非営利活動促進法に基づく社員・理事・監事の役割

- 社員 定款の目的実現のために法人の運営に参画し、総会の議決権を行使するもの。
- 理事 法人の執行機関として、定款の目的等の範囲内で法人を代表するもの。
- 監事 定款等に従って運営がなされているかを第三者の立場でチェックするもの。

(2) 法人内のチェック・アンド・バランス



2 定款の構成について（県の定款例の場合）

- (1) 第1章 総則
- (2) 第2章 目的及び事業
- (3) 第3章 会員
- (4) 第4章 役員及び職員
- (5) 第5章 総会
- (6) 第6章 理事会
- (7) 第7章 資産及び会計
- (8) 第8章 定款の変更、解散及び合併
- (9) 第9章 公告の方法
- (10) 第10章 雑則
- (11) 附則

3 定款例と法人の運営上の留意事項

<p style="text-align: center;">＜特定非営利活動法人 定款例＞</p>	<p style="text-align: center;">注 釈</p>
<p style="text-align: center;">特定非営利活動法人〇〇〇〇定款</p> <p>第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を神奈川県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、〇〇〇〇に対して、〇〇〇〇に関する事業を行い、〇〇〇〇に寄与することを目的とする。</p> <p>(特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) (2)</p> <p>(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① ② (2) その他の事業 ① 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p>	<p>【第1条】〔登記事項〕</p> <p>【第2条】〔登記事項〕 〔定款変更届出事項〕 注) 「神奈川県〇〇市に置く」の場合、当該市内での事務所の移転は定款変更にあらず、「定款変更届」は不要。 ただし、所轄庁には、移転先の住所等をお知らせください。また、登記の変更は必要です。 ※ 所轄庁が変更となる場合は移転先の定款変更認証が必要となります。</p> <p>【第3条～第5条】〔登記事項〕 注) 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。〔民法 第34条〕</p> <p>注) その他の事業 定款に規定がある場合、<u>実施の有無にかかわらず</u>毎年の事業報告書等に記載する必要があります。 会計書類も別に必要となります。</p>

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して〇年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 〇〇人以上〇〇人以下

(2) 監事 〇人以上 〇人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とする

【第6条】

注) 社員(ここでは正会員)の資格については不当な条件を付すことができません〔法第2条〕

(2) 【定款変更届出事項】

注) 賛助会員等の正会員以外の会員規定は、届出事項となります。

【第8条】

注) 設立当初の入会金及び会費は、定款の附則に明記されていますが、これらの金額は、総会において適宜変更することができます。なお、金額の変更は、定款の変更には当たりませんので、届出は不要です。

【第12条】

注) 関連条文として、(残余財産の帰属)第52条があります。

【第13条】 【*定款変更届出事項】

注) 定数に係る(1)(2)のみの変更は届出事項です。その他の項目の変更は定款変更認証となります。

ことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

【第15条第1項】

注) 理事長は、任期毎に登記 が必要です。

【第15条第4項】

注) 特定非営利活動法人は、自主自律の運営が前提、監事の職務は重要。

【第16条】 *届出を忘れずに!

〔役員の変更等届出書+役員名簿②〕

注) 変更事由

- ・再任
- ・任期満了
- ・新任
- ・辞任
- ・解任
- ・住所又は居所の異動
- ・姓名の変更
- ・死亡

*閲覧用の役員名簿も必要です。
よって、役員名簿の提出は2枚。

注) 第2項の規定は、理事・監事の双方を総会で選任する場合のみ設けることができます。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年〇回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議

【第19条】

注) 役員報酬の有無は、毎年提出する事業報告関係書類の「年間役員名簿」、役員変更時に提出する「役員名簿」の欄に記載します。

【第23条】

注) 総会の権能を確認。

(1) 定款変更、(2) 解散、(3) 合併は、必ず 総会の議決が必要。

【第24条】

注) 事業報告関係書類の提出は、事業年度終了後3ヶ月以内。

この書類提出期限に間に合うよう開催時期に要注意。

【第25条】

注) 招集とは、会議の開催を呼びかけることです。このため、招集日は、開催通知を発送した日。

注) 総会の開催にあたっては、あらかじめ正会員に対して、審議事項等を通知する必要があります。

注) 電磁的方法（電子メールなど）を利用する場合には定款にその旨定める必要があります。

事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第50条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

【第26条】

議長の選出は、議事録に記載します。

【第29条】

注) 電磁的方法による表決を利用する場合は定款にその旨定める必要があります。

注) 第27条の定足数の確認に当たり、書面等表決又は委任状による代理表決を行った者は、出席者として数えます。

【第30条】

注) 総会の議事録には、記載事項に漏れないよう注意。

注) 電磁的方法による表決を利用する場合は「書面若しくは電磁的方法による表決者」「書面等表決者」とします。

注) 3 総会の議決事項について、理事又は正会員の提案事項に正会員全員が同意すれば、その提案事項が総会において可決されたものとみなすことができます。

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から○日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方

【第37条第2項】

注) 理事総数の過半数、出席者の過半数ではない。

【第38条第2項】

注) 電磁的方法による表決を利用する場合は定款にその旨定める必要があります。

【第39条第1項第2号】

注) 電磁的方法による表決を利用する場合は「書面又は電磁的方法による表決者」「書面等表決者」とします。

法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

【第40条】〔定款変更届出事項〕

【第41条】

注) 資産の区分がある場合、その他の事業の実施の有無にかかわらず毎年の事業報告書等に記載する必要があります。

【第42条】〔定款変更届出事項〕

【第43条】〔定款変更届出事項〕

【第44条】〔定款変更届出事項〕

注) 会計の区分がある場合、その他の事業の実施の有無にかかわらず毎年の事業報告書等に記載する必要があります。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後○か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年○月○日に始まり翌年○月○日に終わる。

(長期借入金)

第 49 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度内に償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定

【第 47 条】〔毎年提出する書類〕

注) 第 41 条及び第 44 条注)を参照。

注) 事業報告関係書類の提出は、事業年度終了後 3 ヶ月以内。

【第 48 条】〔定款変更届出事項〕

注) 所轄庁への報告は、定款の事業年度を基準に行います。

【第 50 条】

注) 定款変更の認証事項は、法律上、10 項目に限られています。これらの事項は、所轄庁の認証がなければ効力を生じません。

その他の事項の定款変更は、総会の議決をもって効力を生じます。

県へは届出を行う必要があります。

【第 51 条】〔定款変更届出事項〕

注 1) 〔解散届出〕

- ・総会の決議（第 1 号）
- ・正会員の欠亡（第 3 号）
- ・破産手続開始の決定（第 5 号）

注 2) 〔解散認定申請〕

- ・事業の成功の不能（第 2 号）

注 3) 〔合併認証申請〕

- ・合併（第 4 号）

注 4) 〔設立の認証の取消し〕

- ・3 年間事業報告書等未提出
- ・改善命令違反ほか

を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
- この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。
- この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。
- この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	○○○円	団体	○○○○円
賛助会員	個人	○○○円	団体	○○○○円

【第 52 条】

注) 解散後に残余する財産は、債権者に対する債務の弁済に充てます。その上で残った財産は、法第 11 条第 3 項に規定するものに帰属させます。

(NPO 法人、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人)

帰属先を特定した定款で変更する場合は、定款変更認証事項となります。

なお、法人の構成員、役員に分配することはできません。

【第 54 条】〔定款変更届出事項〕

注) 法人が解散したときには、清算人は、2 ヶ月以内に少なくとも 1 回の公告をもって債権者に対して一定の期間内にその債権の申出をするべきことを催告しなければなりません。

〔法第 31 条の 10〕

法改正により、貸借対照表に係る公告の方法を規定する必要があります。

【附則】

注) 附則は、削除又は変更されません。

附則は、追加していきます。

【附則第 3 項】〔役員の変更等届出〕

注) 第 1 期の任期満了日が規定されています。この期日に先立つ通常総会において、必ず次期役員を選任する必要があります。

あわせて、代表権を有する理事は、登記事項であるため、登記手続が必要です。

(2)年会費

正会員 個人 〇〇〇円 団体 〇〇〇〇円
賛助会員 個人 1口 〇〇〇円(1口以上)
団体 1口 〇〇〇〇円(1口以上)

附 則

この定款は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

附 則

この定款は、令和□□年□□月□□日から施行する。

【 附則の追加 】〔定款の変更〕

注) 定款が変更されたときは、その施行日を記載します。

変更事項が所轄庁の認証を要するものは、所轄庁の認証日が入ります。

それ以外の届出事項の場合は、総会で議決された日が入ります。